

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成29年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	東淀工場中間点検整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	14,796,000	平成30年1月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	平成29年度 北港処分地（夢洲1区）廃水浄化設備整備工事	09C清掃施設工事	北港処分地（夢洲1区）	メタウォーター(株)	23,976,000	平成30年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場ごみピット火災検知装置整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	能美防災(株)	2,754,000	平成30年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	舞洲工場破碎設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	8,856,000	平成30年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	八尾工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(株)福島製作所	8,640,000	平成30年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場じん芥クレーン設備修繕（その2）	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,890,000	平成30年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	30,974,400	平成30年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	平成29年度 北港処分地廃水処理設備整備工事	09C清掃施設工事	北港処分地	(株)タクマ	3,672,000	平成30年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	鶴見工場2号炉燃焼ストーカー駆動軸受け架台修繕	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,987,200	平成30年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地（夢洲1区）廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地（夢洲1区）廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部品は海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地（夢洲1区）廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地（夢洲1区）の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）栗本鐵工所であるが、現在、（株）栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモトテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

施設管理課（電話番号06-6630-3379）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ごみピット火災検知装置整備工事

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 隨意契約理由

当工場のごみピット火災検知装置は、ごみピット放水銃と組み合わせてごみピット火災の初期消火を行うものであり、能美防災（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

当工場のごみピット火災検知設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、焼却炉にごみを供給するするために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場じん芥クレーン設備修繕（その2）

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、当工場のじん芥クレーン設備において支持装置の巻上げドラムに損傷があるため修繕を行うものである。

当工場のじん芥クレーン設備は富士ホイスト工業（株）独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、じん芥クレーンが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーン設備を設計・施工した業者以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(TEL 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 北港処分地廃水処理設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水処理設備は、処分地内から浸出する汚水を適正に処理する設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部品は海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3359)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2号炉燃焼ストーカー駆動軸受け架台修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、当工場の2号炉燃焼ストーカー駆動装置において軸受け架台の破損により、
焼却炉の運転が不可能となっているため修繕を行うものである。

当工場の燃焼ストーカー駆動装置は日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計
施工したものであり、本修繕については、燃焼ストーカー駆動装置が有する特質を理論
的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の燃焼ストーカー駆動装置を設計・施工した
会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作
動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持
たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場
(電話番号 06-6912-4700)